

平泉地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

| 市町村名 | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|-------------------------------------|------------|----------|
| 平泉町 | 平成26年3月27日 | 令和3年3月8日 |
| 対象地区名(地区内の集落名) | | |
| 平泉地区(1区・2区・4区・5区・6区・7区・11区・12区・13区) | | |

1 対象地区の現状

| | | |
|---------------------------------------|--------|----|
| ① 地区内の耕地面積 | 353.80 | ha |
| ② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 261.30 | ha |
| ③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計 | 65.80 | ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 16.40 | ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 19.80 | ha |
| ④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 12.00 | ha |
| (備考) | | |

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織が無く、組織的な活動が不活発である。 ・区画の小さな田が多く、小規模兼業農家がほとんどのため、受け手が出てこないし、地域の担い手となる中心経営体がない。(1区・2区) ・中山間地で圃場条件の制約もあり労力を多く要するが、後継者が不足し、また、農地の利用集積が困難な地域である。また、鳥獣被害も多く農業に対し希望も持てない。(4区・5区) ・小規模農家も多く、個々で機械を所有するため生産コストが高い。(4区・5区、6区・7区) ・鳥獣被害も多く、農業に希望が持てず、受け手が出てこない。(6区・7区) |
|---|

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| 後継者不足と水田農業の省力低コスト化を進めるために、農地の集積と、共同機械利用を集落営農の組織化、新規経営体の育成とあわせて行う。 |
| 1区では農地の基盤整備(大区画化)に取り組み、農地利用は他市町村の認定農業者(奥州市衣川地区)及び今後育成すべき地元の農業者が担っていく。また、引き受け意向のある中心経営体を交えた話し合いを継続していく。 |
| 2区では当分の間自作で担っていくが、個人経営体の世代交代を推進するとともに、将来的には他地区の中心経営体も担っていくよう、継続して話し合いを行っていく。 |
| 4区、5区では個人経営体の世代交代を推進し、他地域からの入作も増やし、将来に渡った農地利用を図っていく。また、集落営農組織を立ち上げ、組織でも当該地区の農地を担っていくよう、地域内の話し合いを継続していく。 |
| 6区、7区では当分の間は自作で担っていくが、将来的に農地利用は当地区の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者及び他市町村の認定農業者(一関市外山地区)も担っていく。また、引き受け意向のある中心経営体を交えた話し合いを継続していく。 |

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 基盤整備への取組 | 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、1区福養地区は農地の大区画化の基盤整備(12.95ha)に取り組む。 6区・7区では農業の生産効率の向上を図るため暗渠排水等(基盤整備)に取り組む。 |
| (2) 耕作放棄地の解消・再生利用 | 2区は小規模の飯米農家(10a～30a)のみ。今後は多面的機能支払交付金を活用し、農地の耕作放棄地化を防ぐとともに、除草・伐採・整地作業等、荒廃農地の再生に取り組む。 6区・7区においても中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用し、農地の耕作放棄地化を防ぐとともに、除草・伐採・整地作業等、荒廃農地の再生に取り組む。 |
| (3) 後継者の育成、新規就農の促進等 | 個人経営体の世代交代を推進する。また、他地区の中心経営体の参画を推進する。(4区・5区) |
| (4) 集落営農組織の設立 | 地域の担い手不足を背景に集落営農組織(機械共同利用等)の設立を目指す。(4区・5区) |
| (5) 鳥獣被害防止対策の取組 | 地域による鳥獣被害対策の集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。(4区・5区、6区・7区) |

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

| | 個人・任意組合 | 法人 |
|---------------------------|---------|----|
| ① 認定農業者 | 13 人 | 法人 |
| ② 認定新規就農者 | 1 人 | 法人 |
| ③ 集落営農組織 | 組織 | 法人 |
| ④ 他市町村の認定農業者 | 5 人 | 法人 |
| ⑤ 他市町村の認定新規就農者 | 人 | 法人 |
| ⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)} | 人 | 法人 |
| ⑦ 今後育成すべき農業者 | 53 人 | 法人 |

注: 基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

| | 集積面積 | 地域内の耕地面積 | 集積率 |
|----|----------|-----------|--------|
| 現状 | 70.26 ha | 353.80 ha | 19.9 % |
| 今後 | 82.20 ha | 353.80 ha | 23.2 % |